

A photograph of two young girls sitting at a desk with a laptop. The girl in the foreground has long brown hair and is looking intently at the laptop screen. The girl in the background has blonde curly hair and is gesturing with her hands while looking at the screen. The text is overlaid on the right side of the image.

子どもの権利を
投資の意思決定に
組み込むための
投資家向け
ガイダンス



謝 辞

本書はサステナリティクスと国連児童基金（ユニセフ）本部の子どもの権利とビジネス・ユニットの協力により制作された。

著者: Ida Hyllested (ユニセフ)、Tytti Kaasinen (サステナリティクス)

また、サステナリティクスのDavina Bertram、Doug Morrow、Stina Nilsson、Matthew RaimondiおよびユニセフのAndrew Mawson、Bernadette Gutmann、Charline Daelman、Chris Kip（以上、子どもの権利とビジネスユニット）と Shreyasi Jha（ジェンダーチーム）らの専門的見地による助言も踏まえている。

さらに本書は、2018年12月のコンサルテーション期間中にAnne Amanda Bangasser (Treehouse Investments, LLC)、Sam Jones (Heartland Initiative, Inc.)、Rasmus Juhl Pedersen (PBU)、Karl-Oskar Olming (SEB)、Tracey Rembert (Christian Brothers Investment Services)、Jelena Stamenkova van Rumpft (PGGM Investments)、Frank Wagemans (Achmea Investment Management)、Pat Zerega (Mercy Investment Services)、Laura Lucchini各氏をはじめとする投資家からも、情報および意見をいただいた。

本書は、サステナリティクスとユニセフの共同発行による投資家向けガイドンスの初版である。本ガイドンスは、企業活動における子どもの権利の財務的重要性（マテリアリティ）を示す根拠を調査・収集し、その基準を開発する現在進行中の取組みであり、将来的により内容を拡充させることを目指している。

著作権および免責事項

本書および付帯資料について一切の権利は、ユニセフが維持する。また、出展を適切に示す場合において、本書の引用・転載はいかなる部分も自由におこなうことができる。

Copyright© United Nations Children's Fund (UNICEF) September 2019

Copyright© 2019 Sustainalytics. 無断複写・転載を禁ず。

本書および本書記載の情報の所有権およびすべての知的財産権は、サステナリティクスに帰属する。本書記載の情報は、適切な引用および承諾を得ることを条件として、使用または第三者に提供することができる。本書の基になる情報は、作成時点での状況を反映したものである。こうした情報は——全体または部分的に——第三者から提供されたものであり、従って継続的な更新の対象となる。第三者名の言及はいかなる場合もその所有権についての確認を目的とするものであり、情報所有者による後援や支持に該当するものではない。本書記載の情報は情報提供のみを目的としており、証券の売買を促すことが目的ではない。また、サステナリティクスおよびそのすべての第三者サプライヤーは、投資助言（当該管轄内での定義による）や他の形式の（財務）助言を提供するものではなく、本書のいかなる部分もそうした助言に該当しない。サステナリティクスは情報の利用に対し細心の注意を払うが、情報は現状有姿で提供され、サステナリティクスとそのサプライヤーは、いかなる形においても本書または本書記載情報の利用により生じる損害の責任を負うことはない。さらに、サステナリティクスおよびそのすべての第三者サプライヤーは、いかなる明示黙示の保証や表明（商品性、完全性、正確性または特定目的への適合性の保証を含む）も行わない。



目次

謝辞	2
まえがき	4
序	5
子どもの権利に関する主要なリスクと影響	7
投資家の役割	10
企業評価チェックリスト	12
付録1	
国際的な規範と基準	14
付録2	
子どもの権利とビジネス原則	16
付録3	
サプライチェーンに関連する子どもの権利指標	17
付録4	
オンライン活動およびICT企業に関連する子どもの権利指標	19
付録5	
食品マーケティングに関連する子どもの権利指標	21
付録6	
採掘産業に関連する子どもの権利指標	22



この報告書は全てのページの右上隅にこの「ホーム」アイコンがあります。このアイコンをクリックすると自動的に目次リストに戻ります。



まえがき

企業と投資家はこれまで以上に、子どもたちのためにより持続可能でより良い世界を形作ることができる立場にある。株主価値と社会的価値を創出するうえで、子どもたちはきわめて重要な存在であるが、その意義は過小評価されている。企業と投資家は各自の経営方針、事業活動、意思決定において子どもたちの権利に対処することに加え、投資先企業に対する環境・社会・ガバナンス (ESG) 課題への働きかけを通じて、その存在の重要性を際立たせることが可能となる。

本ガイドナスは投資家およびESG評価機関を主な対象としており、企業や投資家が子どもの権利推進の機会創出とリスク低減を実践しつつ、社会的利益と経済的利益の両方を創出していくことへの探求を支援する。また、企業活動による子どもの権利への影響の考察が、投資家の責任投資とアクティブ・オーナーシップへの取り組みの中で盲点とならないようにすることを目指している。¹ 投資家は、企業のESG活動の改善に多大な影響を与えうると同時に、そこから利益も享受しうる。私たちは子どもの権利の問題に対する投資家の期待を明確にし、企業に対してエンゲージメントをおこなう上での論点や測定ツールとして使える一連の指標と基準を提供する。

子どもは、自分の権利の尊重と保護を得るために他者の力を借りなければならない。すなわち、子どもの最善の利益を第一に考える上では、特別の配慮と具体的な行動の実施が必要になる。ここで投資家は、子どもたちの生活を最も大きく左右する企業の方針と行動に影響を与えることによって、きわめて重要な役割を果たすことができる。投資家にはぜひ、ESG評価に際してこの問題を人権コンプライアンスの一

分野とみなすのではなく、独立して検討する課題に格上げすることを奨励する。このように、本ガイドナスは、投資意思決定に際して子どもの権利に関するリスクと影響にいつそう注意を向けていただくよう求めるものである。

本ガイドナスのすべての情報がすべての投資家や考えるあらゆる投資シナリオに当てはまるわけではないことは、私たちも認識している。実際、すでに子どもの権利の先進的アプローチを実施し投資先企業全体で子ども関連課題の検討を優先させている読者もいれば、このテーマの重要性 (マテリアリティ) とビジネスへの有用性についての裏付けを取ろうとしている段階の読者もいるだろう。一部の投資家にとって、子どもの権利をエンゲージメントのテーマや財務的利益の源泉として考えることは、おそらくまったく新しい概念であろう。同様に、例えば上場株式やコモディティ投資における可能性や利用できる現実的手段はさまざまに異なるが、私たちは特定の資産クラスの詳細に立ち入るのではなく、包括的な指針や基準の概略を示している。本書は、子どもたちがなぜ、どのように投資と関わるのかを説明しており、読者には、そこに示す指針の中から各自の状況に適した、現実的で実用的な方策を段階的に採用していくことを推奨する。

このツールをできるだけ役に立つものにするため、更なる検討が必要と思われる点についての投資家からのご意見を歓迎する。

サステイナリティクス ユニセフ

Hanna Roberts
サステイナリティクス
エンゲージメント・サービス・ディレクター

Gary Stahl
ユニセフ 民間協力渉外局局长

1 本ガイドナスはインパクト投資や革新的資金調達メカニズムを提案するものではなく、子どもの権利保護を願う投資家を支援することを目的とするものである。



序

子ども²は世界人口のほぼ3分の1を占め³消費者、従業員の家族、そして自らの権利に基づき、労働者として企業と相互に関わりあっている。⁴ 子どもたちは自分の固有の権利——国連子どもの権利条約に謳われている——を保護・行使するために他者を必要とするという意味において、独特なステークホルダー・グループである。子どもの権利条約は、生存、もって生まれた能力を最大限に発揮する成長、有害な影響や虐待、搾取からの保護、家庭や文化的・社会的な生活への十分な参加に関わるすべての子どもの権利を明記している（付録1参照）。さらに、子どもには特別な脆弱性とニーズがあり、場合によっては、大人には負の影響を及ぼさない企業活動が、子どもの権利と福祉にはきわめて有害なこともある。

投資家は、子どもの権利に関連する企業活動を形成したり、それに対する影響を与えたりすることにおいて、潜在的に非常に大きな役割を果たすことができる。ところが、人権と持続可能性への取り組みが急拡大している投資の世界にあっても、子どもが議題として取り上げられることはほとんどない。児童労働に関する配慮を除けば、子どもの権利の問題に対する投資家の注目度は依然として低い。グローバル・チャイルド・フォーラムと協力して行ったGES⁵による調査では、子どもの権利が投資プロセスで考慮されることは限定的で

あることを示している。⁶ このステークホルダー・グループを故意に無視していると認める者はほとんどいないだろうが、投資家の人権方針や他のデュー・ディリジェンスには、子どもに関連した特別の配慮がほとんど反映されていない。実際、現状のアプローチでは子どもに関連するビジネスリスクを緩和することはおろか、十分に特定することもできず、そのようなリスクの管理や子どもに関連する機会の特定ができなければ、企業にも投資にも重大な結果を招きかねない。

子どもの権利をビジネス戦略やプロセスに組み込むことによるメリットは無数にある。⁷ 例えば、僻地に暮らす子どもたちが教育コンテンツやデジタルツールにアクセスできるようにするデジタル技術のように、親と子どものニーズに応えようとする製品やサービスは、企業に新たな市場をもたらす可能性がある。⁸ さらに、若年者雇用プログラム、実習制度、奨学金といった取組みを積極的におこなうことは、熟練労働者を確保し、無形資本としての企業の評判を高めることに貢献するだろう。リスクの観点からは、子どもの権利を損なう企業行動は——当然のことながら——持続可能ではなく、法例遵守、業務、評判にかかわるさまざまなリスクをもたらす。この問題は、次章「子どもの権利に関する主要なリスクと影響」で詳しく論じる。

2 子ども権利条約は、18歳未満のすべての者を子どもと定義している。

3 United Nations Children's Fund, 'The State of the World's Children 2017 Statistical Tables', December 2017, <<https://data.unicef.org/resources/state-worlds-children-2017-statistical-tables>>, accessed 3 June 2019.

4 国際労働機関第138号条約は、労働が義務教育を妨げることのないように、就業が認められる子どもの最低年齢を法で定めることを各国政府に義務づけている。同条約はまた、子どもが合法的に行える労働の性質と年齢に関する厳密なガイドラインも規定している。

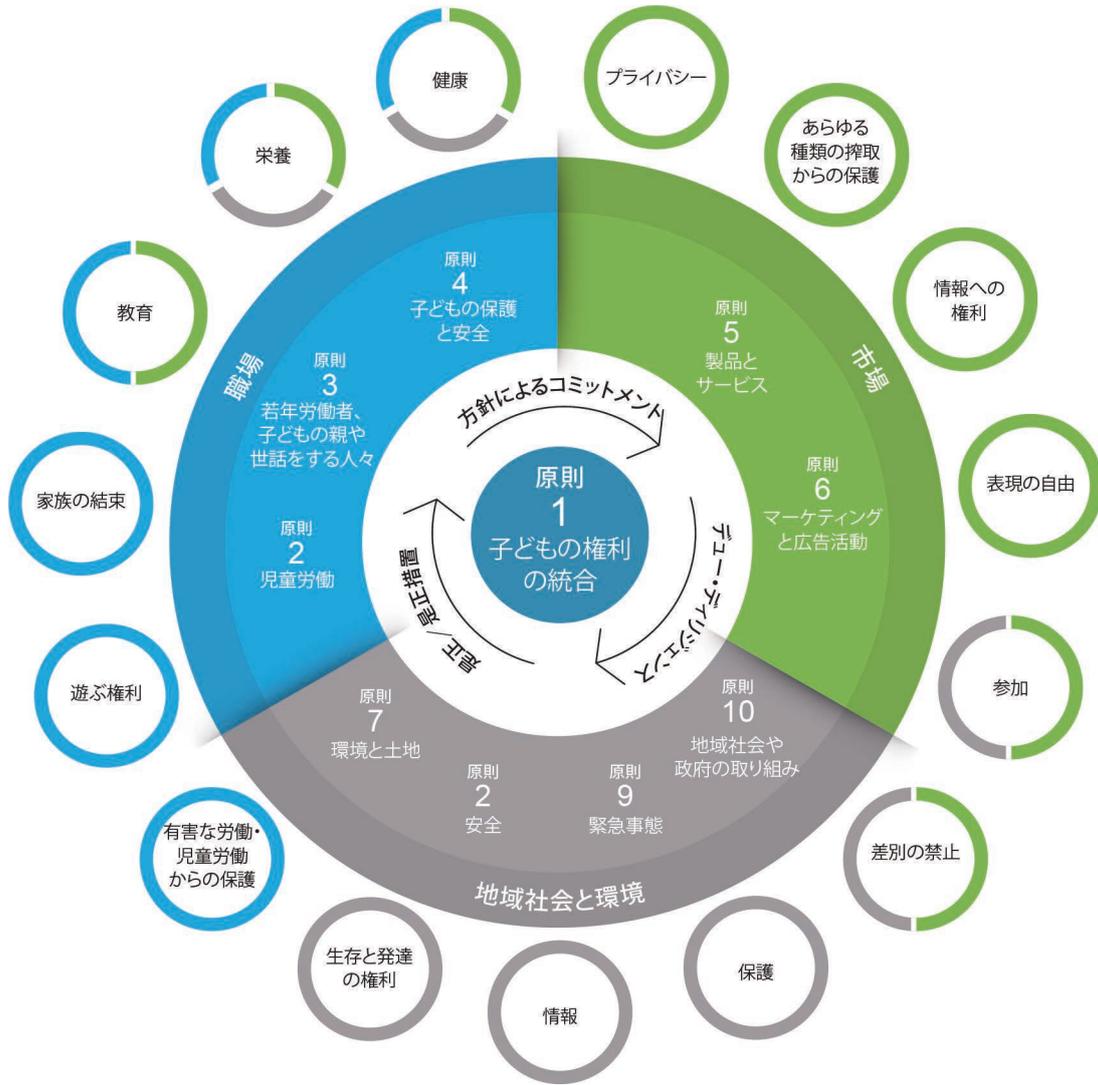
5 GESは2019年1月2日にサステイナビリティクスによって買収された。

6 Global Child Forum and GES International, Investor Insights on Children's Rights, March 2018, <www.globalchildforum.org/wp-content/uploads/2018/03/Investor-Insights_Global-Child-Forum-180328.pdf>, accessed 3 June 2019.

7 子ども権利をビジネスに組み込むことのメリットに関する詳細は以下を参照。United Nations Global Compact, 'Human Rights & Labour: Children's Rights and Business Principles, The Business Case for Children's Rights', <www.unglobalcompact.org/docs/networks_around_world_doc/resources/engagement_framework/business_case/crbp_businesscase.pdf>, and United Nations Children's Fund Thailand/Sasin Center for Sustainability Management, 'The Business Case for Supporting Education for Disadvantaged Children in Thailand', Working Paper, UNICEF/Sasin, <www.unicef.org/thailand/media/941/file/The%20Business%20Case%20for%20Supporting%20Education%20for%20Disadvantaged.pdf>, both accessed 3 June 2019.

8 デジタル技術が子どもに与えるリスクや機会に関する事例は以下を参照。United Nations Children's Fund, The State of the World's Children 2017: Children in a Digital World, UNICEF, New York, January 2018, pp. 14-16, <<https://doi.org/10.18356/d2148af5-en>>, accessed 3 June 2019.

図1: 子どもの権利条約に関係する企業が影響を及ぼす分野



出典:ユニセフ

したがって、投資家は子どもの権利を投資の意思決定に組み込むことの利点を考慮すべきである。ユニバーサル・オーナーシップ、責任投資、受託者責任、投資における長期志向といった考え方はすべて、投資家が子どもに関係する影響やリスクに十分に配慮することと本質的に繋がる。同様に、国際的な規範や指針、そして国連持続可能な開発目標 (SDGs) も、子どもの権利が少なくとも大人の権利と同じ水準で尊重され推進されることを明確に求めている。

この課題に対する取り組みへの関心が高まっており、企業活動における要諦を捉える必要性から、ユニセフとサステイナリティクスは、投資家が子どもの権利をよりいっそう考慮して投資の方針や、手続き、意思決定に活かす手助けをするために本ガイダンスを作成した。本文書は、ユニセフ、国連グローバル・コンパクト、セーブ・ザ・チルドレンが2012年に発表した「子どもの権利とビジネス原則」⁹ (付録2参照) と、GESが2016年に発表した「Investor Guidance for Children's Rights Integration」(子どもの権利の統合に関する投資家向けガイダンス)¹⁰をベースに作成し、実務における参照資料、またはチェックリストとして投資家の日常業務に役立ててもらうことを意図したものである。

9 United Nations Children's Fund, 'Children's Rights and Business Principles', <<http://childrenandbusiness.org>>, accessed 3 June 2019. 日本語版 子どもの権利とビジネス原則, <<https://www.unicef.or.jp/csr/pdf/csr.pdf>> (2020年3月27日)

10 GESによる子どもの権利の統合に関する投資家向けガイダンスは以下を参照, Sustainabilitys, Investor Guidance for Children's Rights Integration, GES, June 2016, <www.sustainalytics.com/esg-research/integrating-childrens-rights-in-investments>, accessed 3 June 2019.



子どもの権利に関する 主要なリスクと影響

ともすれば投資家は、ビジネス活動の文脈における子どもの権利問題を、児童労働という概念だけに結びつけがちである。しかし、この狭い関連付けだけを見ては、子どもの権利がビジネスの影響を受けうる範囲を本質的に捉えられない。ユニセフは、ビジネス活動やサプライチェーンのいたるところで、子どもの権利が多種多様な形で影響を受けている根拠を挙げている。全てを網羅しているわけではないが、影響を受ける主要な分野としては、就労現場における方針と実務、情報通信技術 (ICT)、CMやマーケティング手法、地域社会や国際社会における、企業と子どもたちとの関わり方があげられる。

すべてのリスクや影響がどの企業にとっても重要というわけではないが、投資家は企業活動やサプライチェーンが影響を与えうる主要な子どもの権利の問題について基礎知識を持っている必要がある (付録3参照)。本ガイドラインに記載する指針や指標は、投資家がすでに持っている投資先企業の抱える全体的なリスクや活動内容についての知識・理解を補足するために用いることが望ましい。子どもの権利に特化した指標は今なお策定中だが、付録3~6に記載する課題別指標は、現在までにユニセフが開発した指針とそれらの根拠を示したものである。

児童労働は、企業が職場やサプライチェーン全体で取り組み対処しなければならない問題であり続けることに変わりがなく、労働者と養育者の二役をこなす親 (特に母親) を企業がどの程度支援するかということも、子どもに直接影響を与えうる。加えて、職場におけるその他の問題には、より幅広いコミュニティや経済と深く関わっているものもある。例えば、親が十分な賃金が得られなければ、子どもの健康、栄養、教育を支える能力が損なわれかねない。そうした時に、妊産婦の健康や栄養補給のための設備等、コミュニティ・サービスの利用をしやすくすれば、職場での親の状況

は改善される。企業は、母親や父親の育児をサポートすることによって子どもの福祉を促進できる。例えば企業は、育児休暇、出産休暇、保育や授乳支援等に関する職場の方針を整備して、妊娠期間やきわめて重要な授乳育児期間を通して母親を支援することができる (付録3参照)。さらに、従業員の労働条件や生活環境が改善すれば、彼らの福祉が充実し、労働安全衛生上のリスクが低減し、同時に子どものためになる他の波及効果も得ることができる。同様に、賃金が上がれば、労働者の家族の健康や教育機会への好影響も考えられる。

子どもとデジタル・マーケティング

幼少期と青年期は、人生のうちで個人の役割や行動様式、とりわけジェンダーによる役割とアイデンティティが形成され、強化される時期である。ほとんどの企業はマーケティングと広告¹¹に携わるが、これらは良かれ悪しかれ子どもたちのジェンダーによる役割と行動様式の形成に、著しく影響する。マーケティングと広告は、好ましい行動変化を促すことも、子どもたちから力を奪ってしまうようなステレオタイプを強化してしまうこともあり、健康、良好な栄養状態、全体的な福祉にとっての後押しとも妨害ともいえる存在である。こんにちの子どもたちは、マーケティング・エコシステムの中で独特の位置を占めている。親の購買選択に影響を与えるだけでなく、自分自身でデジタルツールなどを通して市場へ影響を与えることもできる、非常に大きな力を持った消費者グループなのである。子どもたちは従来型の広告に対し、次第に関心を示さなくなってきたが、慣れ親しんだオンライン上の広告には不信感を抱いていない。デジタル・マーケティング環境は、子どもたちの個人データの収集、分析、保存、販売によって維持されている部分もある。多くのデータ収集行為は、子どもたちの知らないうちに、あるいは同意なしに行われていたり、子どもたちが自分の情報の使用を理解し管理することができないような環境下で行われていたりする。¹²

11 子どもに影響のある広告及びマーケティングに関する詳細は以下を参照。子どもに影響のある広告およびマーケティングに関するガイドライン、<<https://www.savechildren.or.jp/partnership/crbp/pdf/fm.pdf>> (2020年3月27日)

12 デジタル広告が子どもの権利に与えるプラスとマイナスの影響についての詳細は以下を参照。United Nations Children's Fund, 'Children and Digital Marketing: Rights, risks and opportunities', Discussion Paper, UNICEF, Geneva, July 2018, <[www.unicef.org/csr/files/Children_and_Digital_Marketing_-_Rights_Risks_and_Opportunities\(1\).pdf](http://www.unicef.org/csr/files/Children_and_Digital_Marketing_-_Rights_Risks_and_Opportunities(1).pdf)>, accessed 3 June 2019.



© UNICEF/JUN0220810/MATAS

職場の他にも、オンラインで提供するサービスや広告などを通じ、企業が子どもに悪影響を与えうる分野がある(付録4参照)。学習、人との関わり、集い、遊び、創造、そして仕事や社会形成において、デジタル機器、プラットフォーム、サービスに頼る子どもは世界中で増えている。デジタルツールが如何に人類の発展に役立つかを示す例は枚挙に暇がないが、新たなリスクもまた顕在化している。例えば、暴力にさらされること、不適切なコンテンツや、モノ・サービスへのアクセス、過剰使用への懸念、データの保護とプライバシーに関する問題等がある。

同様に、企業はそのマーケティング活動を通じて、子どもたちの健康、意見、教育や、その他多くのことに大きな影響を与える。こうした影響は、広告の内容、方法、場所によって、マイナスにもプラスにも働く。例えば、高カロリーで脂肪、糖分、塩分を多く含む(HFSS)食品¹³の摂取を促す広告は、子どもの栄養に負の影響を与え、子どもの肥満率を高めかねない¹⁴、果物や野菜を宣伝する広告は健康的な嗜好を奨励することができる。¹⁵

グローバル・サプライチェーンにおける子どもの権利

世界で推定2億5,000万人の子どもが衣料・履物産業の影響下にある。児童労働は最も広く認識されている問題の一つだが、他にも子どもの権利が直接的または間接的に影響を受ける状況はいくつかある。例えば、衣料・履物産業の大部分を占める女性労働者の労働条件は、その子どもたちの福祉と深く関わっている。生活賃金、母性保護、授乳支援、保育へのアクセスといった問題は、労働者の家族に影響するきわめて重要な側面である。ユニセフはノルウェー銀行インベスト・マネジメント(NBIM)と共同で、衣料・履物サプライチェーンにおける子どもの権利に関連する企業方針と実践の改善を目指す先進企業のネットワークを構築した。この協働において、生産委託ブランド、受託工場、そして投資家に対し、それぞれのサステナビリティへの取り組みにおいて、子どもの権利指標をより適切に統合するための指針が示された。

13 HFSS食品・飲料とは、栄養分を調べて脂肪分、塩分、糖分と栄養価をランク付けする栄養プロファイリング後に、明確に「不健康」に分類される製品をいう。世界保健機関は、広告の可否を判断する基準としてユニセフが推奨する確かな栄養プロファイルを確定した。併せて以下も参照。United Nations Children's Fund, 'A Child Rights-Based Approach to Food Marketing', UNICEF, Geneva, April 2018, p. 8.

14 United Nations Children's Fund, 'A Child Rights-Based Approach to Food Marketing', UNICEF, Geneva, April 2018, p. 26.

15 子どものための持続可能な食料システムに向けたユニセフのアジェンダには、食品マーケティングに子どもがどう影響されるかについての取り組みが含まれる。マーケティングは、外部食品環境において、人が何を食べるか、引いてはその栄養上の健康を(かなりの程度)決定する大きな要素の一つである。食品の入手可能性、ラベル表示、価格設定も、食品環境の重要な要素である。積極的なアプローチに必須の枠組みの概要を示した以下の資料を参照。United Nations Children's Fund, 'Food Systems for Children and Adolescents: Working Together to Secure Nutritious Diets', UNICEF, Office of Research Innocenti, Florence, 5-7 November 2018 (<www.unicef.org/nutrition/food-systems.html>, accessed 5 June 2019),



指摘しておくべき点として、マーケティング活動は従来の広告だけにとどまらない。より健康的な選択肢の入手可能性、その価格、包装、果ては店内配置に関する企業の決定までも含まれる。不健康な食品マーケティングや一部の高度化された販売テクニックは、子どもが到達しうる最高水準の健康と十分な栄養を得る権利を損ねることが多い（付録5参照）。

同様に、伝統的な固定観念に基づいたり、非現実的な美しさの基準を新たに創出・喧伝するようなマーケティング・キャンペーンは、抑圧的なジェンダー規範を固定化し、少年少女の自信を挫くものとなりかねない。逆に、男女を同等かつ現実的に描こうとするキャンペーンは、世間の期待と自己イメージのギャップをなくし、少年少女を力づけることができる。¹⁶

子どもと企業の保安対策

子どもや若者は、企業等がその事業サイト・オペレーションにおいて構築する保安対策の影響を受けやすい。その影響はさまざまな形で顕在化するが、そこには官民いずれかの場合を問わず、保安対策の人的側面が関与する。例えば、子ども自身が治安部隊や民間警備の一員として採用されたり、性暴力を含む虐待の犠牲者となったり、企業財産に対する犯罪者または犯罪の目撃者として扱われたり、あるいは家族が被害にあったときに二次被害を被るといったことが起こりうる。こうした保安対策にかかわる出来事は、子どもや若者に実質的で甚大な影響を与えるものとなりうる。子どもやその家族の身体や精神に恒常的な害を及ぼし、個人の発達を阻害するだけでなく、コミュニティ全体に影響を及ぼす恐れすらある。特に、ジェンダーに基づく暴力を被るリスクが高い少女や若い女性にとっては、その影響がとりわけ深刻になることが推測できる。保安要員を雇う企業は（官であれ民であれ）、子どもたちや他のステークホルダーへの潜在的リスクを理解した上で、管理計画を策定し、自社、外部委託先、もしくは公的警備に求めるべき対策を検討する必要がある。¹⁷

さらに、企業がどのように業務を行い地域コミュニティと交流するかは、子どもたちに大に関係する。例えば、廃棄物管理や公害、天然資源の採取、警備員の行動や振る舞い、土地収用の管理や、事業目的による土地利用といったことに対する企業のアプローチ（付録6参照）を含むものである。子どもの権利は直接・間接の影響を踏まえつつ、包括的視点で検討されなければならない。

ただし重要なこととして、子どもたちは単にリスクや副次的な犠牲者としてのみとらえられるべき存在ではなく、力を持った利害関係者であり消費者グループでもある。企業は製品開発、責任あるマーケティング、親や養育者としての役割をもつ労働者への支援を通じ、子どもの権利推進に不可欠な存在となることができる。子どもたちの安全、教育、健康は、長い目で見ればより強靱で平和な社会につながり、子どもたちが質の高い教育にアクセスできることは、やがて企業に優秀な労働者を送りこむ土台となる。¹⁸

このように、企業の子どもの権利に対するアプローチは、投資に関連する重要な影響がある。子どもの権利と福祉に関連する無責任な、あるいは無関心な企業行動は、評判の失墜、売上の低下、訴訟、罰金、ボイコット、プロジェクトや納入の遅れ、契約の損失、コスト増、あるいは規制強化につながりかねない。逆に、子どもたちを利害関係者・顧客として首尾よく適切に認めることができれば、新たな利益獲得のチャンス、売上増加、従業員満足度と生産性の向上、先行者利益、長期的な固定顧客ベース、業務上の信用増加、好意的な注目、より安定した企業環境をもたらすことができる。

16 ジェンダーについての脱ステレオタイプの広告事例については以下を参照。See World Federation of Advertisers (WFA), *A guide to progressive gender portrayals in advertising. The case for unsterotyping ads*, WFA, Brussels, <www.wfanet.org/app/uploads/2018/05/WFA-Gender-guide_final.pdf>, accessed 3 June 2019.

17 子どもの権利と保安対策（正式な日本語版があり、それが“安全”となっているのであればご放念ください）に関するチェックリストは以下を参照。See United Nations Children's Fund, 'Child Rights and Security Checklist', UNICEF, <www.unicef.org/csr/files/Child_rights_and_Security_Checklist_ENG.pdf>, accessed 3 June 2019.

18 教育の社会的リターンに関する証拠は以下を参照。Taylor & Francis Group, Psacharopoulos, George and Harry Anthony Patrinos, 'Returns to investment in education: a decennial review of the global literature', *Education Economics*, vol. 26, no. 5, 7 June 2018, pp. 445-458, <www.tandfonline.com/doi/abs/10.1080/09645292.2018.1484426?journalCode=cede20>, accessed 31 March 2020.



投資家の役割

すでに述べたように、企業行動によって子どもたちが影響を受けるさまざまな状況を見逃すことは、企業の財務に影響を及ぼし、引いては株主への潜在的リスクとなりうる。

投資家は企業行動に影響を与え、商慣行の改善に取り組むうえで重要な役割を果たすことができるほか、以下に挙げるようなさまざまな方策を実践して、子どもの権利を自らの方針や投資の意思決定に組み込むこともできる。

- i. ビジネス原則、行動規範、人材／家族への配慮に関する方針、その他企業の価値観に関連したコミットメントや方針に子どもの権利への配慮を明確に組み込み、必要に応じて子どもの権利に係るビジネス・パートナーへの期待を伝える。

子どもの権利を企業の方針の枠組みに組み込むプロセスは単純一律ではないが、端緒として、既存の自社方針を書き出し並べて、子どもの権利への対応がなされているかどうか、欠落部分があるかないかを確かめることは有効である。例えば、子どもの保護やプライバシー、マーケティング、サプライヤー、調達、倫理に関する方針や行動規範が考えられる。

- ii. 責任投資方針に子どもの権利を明確に認め、具体的な期待を明記し、子どもの権利に関するリスクを管理する自らのアプローチを一般に公開する。

例えば、NBIMの子どもの権利に関する企業への期待を参照。¹⁹

- iii. 企業のリスク・スクリーニングと、投資先企業のESGリスクとパフォーマンスを評価する際に、子どもの権利に係る評価指標を含める。

指標として採用しうる評価基準は、ユニセフとデンマーク人権研究所の手引き書「Children's Rights in Impact Assessments」²⁰、または次章の概要を参照。

- iv. 子どもの権利侵害のリスクが最も高い産業セクター、企業群、地域を特定し、それらに関連する有価証券への投資が検討される場合には追加のデュー・ディリジェンスを適用する。

ツールの一つとして使えるのは、ユニセフとグローバル・チャイルド・フォーラムが作成した「子どもの権利とビジネス・アトラス」²¹である。このオンライン・ツールは、国および産業種別（衣料・履物、採掘、食品・飲料、ICT）に子どもの権利のリスクに関するデータを提供している。

- v. 事業アイデアが子どもの権利にとって本質的に有害なものと考えられる企業への投資を回避する。

たばこや武器など、製品の中にはその成分や機能ゆえに本質的に子どもたちに有害なものがある。それらの使用は人に対して有害で不可逆的な影響を与える恐れがあり、特に子どもは生理機能が発達中であることや子ども特有の振る舞いによって大人よりもさらに大きな影響を受ける。

- vi. アクティブ・オーナーシップ（積極的株主行動）や株主アドボカシー活動を通じ、体系的に子どもの権利に取り組む。特に実際または潜在的な子どもの権利侵害が特定されるケースでは、必要に応じて潜在的投資先やポートフォリオ企業との会合でその問題を議論する。

具体的には、単独または協働エンゲージメントにより、例えば株主総会でこの話題を提起したり、議決権行使で取り上げたりすることが考えられる。エンゲージメントは、子どもに関連するリスクや機会を査定し管理するための体制構築状況を投資家が評価するのに役立つとともに、投資家が子どもの権利をどれほど重視しているかを企業に改めて認識させることにもなる。エンゲージメントにおける具体的な対話トピックの主なものについては、次章で紹介する。

19 NBIMによる子どもの権利に関する企業への期待は以下を参照。Norges Bank Investment Management, Children's Rights: Expectations towards Companies, Norges Bank, Oslo, <https://www.nbim.no/contentassets/f5f7addcb20945dfa3560183f6f89d01/childrensrights_2020_web.pdf>, accessed 3 June 2019..

20 ユニセフとデンマーク人権研究所による子どもの権利に影響評価に統合するガイドライン United Nations Children's Fund and Danish Institute for Human Rights, Children's Rights in Impact Assessments: A guide for integrating children's rights into impact assessments and taking action for children, UNICEF, Geneva, and Danish Institute for Human Rights, Copenhagen, December 2013, <www.unicef.org/csr/css/Children_s_Rights_in_Impact_Assessments_Web_161213.pdf>, accessed 3 June 2019.

21 United Nations Children's Fund and Global Child Forum, 'Children's Rights and Business Atlas', <www.childrensrightsatlas.org>, accessed 3 June 2019.



© UNICEF/UNI167565/LIU

vii. 外部の運用機関に運用委託をする際や、調査またはエンゲージメント・サービスを契約する際には、それらのビジネス・パートナーが子どもに関するリスクと影響を一貫して評価することと、提供商品やサービスにそれを反映させることを要求し、確認する。

そうした需要の創出はやがて、マテリアリティを含め、子どもの権利の問題に関する投資家向けデータの入手可能性と質を高めることに貢献できる。アセット・オーナーは、例えば子どもの権利とつながりのある投資除外基準や投資機会に関する期待を、各自の運用委託機関（アセット・マネージャー）に伝えるべきである。同様に、この話題に関するセルサイド・リサーチが推奨される。外部のESG投資関連サービス機関と契約している場合、その調査手法が付録1に説明する規範や規約、または必要に応じその他の事項（児童労働以外の問題を含む）をカバーしていることを確認する。

viii. 必要に応じて、扱う製品やサービスが子どもの権利

の尊重や推進に積極的に貢献している企業および（または）子どもの権利の尊重と推進に対する明確なコミットメントを実際に示している企業への投資を検討する。

企業は製品、サービス、流通チャネルにおける自社の競争優位性と合致する領域でイノベーションを創出することで、子どもの福祉と発達に良い影響を与える方法を模索することができる。例としては、子どもの生存と発達に不可欠な製品やサービスの開発、製品やサービスへの平等なアクセスの奨励、子どもたちの健全なライフスタイルの促進があげられる。

ix. 投資業界内での同業者との交流で子どもの権利の問題を提起し、協働する機会を探す。

考えうる協働の場としては、児童労働プラットフォーム²²、人権に関する投資家アライアンス²³、責任投資原則（PRI）²⁴などがあげられる。サステナリティクスは子どもの権利に関する多数の投資家による共同エンゲージメントの取りまとめ役も担っている。

22 児童労働プラットフォームについては以下を参照。International Labour Organization (ILO), 'Child Labour Platform', <www.ilo.org/ipecc/Action/CSR/clp/lang-en/index.htm>, accessed 3 June 2019.

23 人権に関する投資家アライアンスについては以下を参照。Investor Alliance for Human Rights, 'Investor Alliance for Human Rights: A collective action platform connecting institutional investors with tools and strategies to promote corporate respect for human rights', <<https://investorsforhumanrights.org/>>, accessed 3 June 2019.

24 Principles for Responsible Investment (PRI), <<https://www.unpri.org/>>, accessed 3 June 2019. 日本語版 責任投資原則<<https://www.unpri.org/download?ac=6300>>, 2020年3月31日



企業評価チェックリスト

投資家が、自らの方針や投資意思決定に子どもの権利を組み込むための方策を遂行するには、投資先企業の意識向上や実務改善への要求事項を明確に設定するのがよい。企業を分析し対話や働きかけ（エンゲージメント）をする際、投資家は子どもの権利に関するリスクを意識した責任あるアプローチがとられていることの確証を得るべきである。すべての対話で同じ問題を画一的にとりあげるべきというわけではなく、常に各企業に当てはまる具体的な状況や影響を考慮に入れ、最も顕著な問題に確実に焦点を当てるようにすべきである。

活発な対話の材料、あるいは企業評価チェックリストとして利用できる一連の質問事項を以下に紹介する。投資先企業が子どもの権利にどの程度適切に対応しているかについて、投資家が判断材料として利用できる基準に焦点を当てたものである。加えて、付録3～6は、投資先企業がそのサプライチェーンにおいて、また具体的な業界（ICT、食品マーケティング、採掘業を含む）の事情や課題に関連して、どの程度子どもの権利に関するリスクに対処しているかを投資家が評価するのに役立つ質問事項と指標を提供している。

1. 経営戦略と企業のリーダーシップ

企業の方針と事業活動（必要に応じて戦略、営利、投資の決定を含む）に子どもの権利を組み込むことについて、企業の経営陣や幹部が当事者として携わることが不可欠である。経営陣の当事者意識の欠如は、子どもの権利に対する悪影響をもたらしたり、事業機会の逸失につながる可能性もある。

- その企業は、自社の方針（行動規範、保護方針²⁵、マーケティング方針など）において、子どもを考慮すべき利害関係者とみなしているか。
- 方針等におけるコミットメントでは、重要な国際条約（子どもの権利条約、ILO第138号および182号条約を含む）や他の原則やガイドライン（国連ビジネスと

人権に関する指導原則（UNGP）、国連グローバル・コンパクトなど）に具体的に言及しているか。

- 取締役会は、会社の業務と子どもの権利との相互関係性、およびそれが企業の評判と財務に与える影響について検討したか。
- 経営陣は、子どもの権利への配慮を、十分な情報を考慮したデュー・ディリジェンスに基づき、全体的なビジネス戦略および事業活動に組み込んだか。
- 取締役会は、子どもの権利の推進がどうすれば新しい事業機会につながるかを検討したか。

2. リスクと影響の評価と管理

企業が子どもを権利保有者および利害関係者として認め、子どもに対する自らの影響を理解し、対処し、報告するためには、子どもの権利への配慮を企業デュー・ディリジェンスのプロセスに組み込むことが不可欠である。

- その企業は、予防原則にしたがって 自らの人権リスク（子どもの権利を含む）に対処することにどの程度コミットしているか。²⁶
- その企業は、自社の子どもの権利を人権リスク・影響評価に組み込んでいるか、また（必要に応じて）他社のリスク・影響評価に組み込んでいるか。
- 子どもの権利に関する進捗状況と企業の実績を追跡するシステムが導入されているか。
- 子どもが受ける悪影響に対する救済措置を提供する、事業レベルの苦情処理メカニズムが導入されているか。そうしたメカニズムは企業の直接的な業務に加えて、特にリスクの高いサプライヤーも対象にしているか。

²⁵ 従業員またはビジネス・パートナーが直接・間接的に子どもに関与している企業は、子どもを危害から守るために全力を尽くす法的・道徳的義務を負う。企業のための子どものセーフガーディングに関しては以下を参照。United Nations Children's Fund, 'Child Safeguarding Toolkit for Business: A step-by-step guide to identifying and preventing risks to children who interact with your business', UNICEF, May 2018, <www.unicef.org/csr/files/UNICEF_ChildSafeguardingToolkit_FINAL.PDF>, accessed 3 June 2019.

²⁶ EUの予防原則を巡る議論と質問に関する詳細は以下。European Parliament, The Precautionary Principle: Definitions, applications and governance, European Union, Brussels, February 2016, <[www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2015/573876/EPRS_IDA\(2015\)573876_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2015/573876/EPRS_IDA(2015)573876_EN.pdf)>, accessed 3 June 2019.



- サプライヤー、第三者機関、他のビジネス・パートナー（少なくとも、子どもの権利の問題に関して高リスクと特定された者に関連して）に対するデュー・ディリジェンスのプロセスに子どもの権利は含まれているか。²⁷

3. 透明性と報告

取組みの実績を追跡し広く周知していくことは、企業が子どもに対する自らのコミットメントに真剣に向き合っていることを明確に示すことになり、結果責任への意識を醸成することになる。子どもの権利に関するリスクと影響への企業の対応の実効性をモニタリングすることは、既存の方針や経営管理アプローチが適切かどうかを検証する決め手となる。²⁸

- その企業は、子どもの権利に関するリスクにどのように対処し管理しているかを、公表しているか。
- その企業は、サステナビリティ関連報告書に具体的な子どもの権利指標を採用しているか。
- その企業は、報告の中で子どもの権利に関する行動計画や改善目標を論じているか。

4. 事業外の活動とステークホルダー（利害関係者）へのエンゲージメント

企業は、そのリソース（マーケティング、コミュニケーションチャンネル、データ、専門知識など）を、子ども、家族、政策決定者、顧客、従業員、一般の人々を含むその他の利害関係者へ届けることにより、公共政策、世論、人々の行動に大きな影響を与えることができる。第三者機関との関わりや、業界団体・イニシアティブへの参加を通じて、企業は子どもの保護やエンパワメントに関する新たな事業機会や知見を得ることができる。しかし、関連機関や業界団体の政治的な立場や目標は、企業が自ら取り組む子どもの権利の擁護に間接的に矛盾する場合もある。

- その企業は、どの程度まで子どもの権利を推進する機会を特定し、関連する課題や懸念の改善に自らの影響力を用いているか。
- その企業は、自らの影響の及ぶ範囲において子どもの権利の実現を積極的に守るために、子どもの権利の専門家や地元の主要な利害関係者に相談し、協力しているか。
- その企業は、自らのロビー活動や提携団体によって推進している事項が、子どもの権利を不作為に害することがないように、確認しているか。
- その企業は、例えば同業種内や特定の地域における子どもの権利関連のマルチステークホルダー・イニシアティブに参加し、ベストプラクティスの共有や関連課題への取組みなどをおこなっているか。

27 サプライチェーンのデュー・ディリジェンスと管理に関する質問事項は、付録3を参照。

28 子どもの権利をGRIベースのサステナビリティレポートに組み込むためのガイダンスは以下を参照。See United Nations Children's Fund, Children's Rights in Sustainability Reporting (second edition with a foreword by GRI), UNICEF, Geneva, September 2014, <www.unicef.org/csr/css/Childrens_Rights_in_Sustainability_Reporting_Second_Edition_19092014.pdf>, accessed 3 June 2019.



付 録 1

国際的な規範と基準

国際的に合意された規範や条約には、環境・社会・ガバナンス (ESG) の諸問題に関する基準を設定し、指針を与えるものがあり、それらは多くの場合、投資家が責任投資をおこなう上での基礎となる。多くの責任投資を実践する投資家は、それらの規範や条約に忠実に従うことを明示的に表明する。こうした規範や条約は、投資家自身における法令順守 (例、規範に違反している企業のスクリーニング) や投資先企業に対して求める取組み要請の具体的な定義として典型的に用いられる。一般的な人権コミットメントの一環として要請される子どもの権利尊重とはまた別に、投資家は以下で説明するような子ども関連の具体的な側面も考慮する必要がある。

国連の諸条約と国際労働機関 (ILO) の基準

人権は年齢層を問わず適用されるものであり、子どもにも大人と同じ基本的人権が認められる。しかしある特定の権利は、独自のニーズと脆弱性をもつ子どもたちだけに適用されることもある。子どもの権利条約は、生存、もって生まれた能力を最大限に発揮する成長、有害な影響や虐待、搾取からの保護、家庭や文化的・社会的な生活への十分な参加に関わるすべての子どもの権利を明記している。同条約は子どもの市民・政治・経済・社会・文化の各権利が相互に補完しているものとし、その視点から子どもの人権を詳しく定めている。条約はまた、子どもがこれらの権利を十分に享受するためには、特別な配慮や保護が必要となることも認めている。子どもの権利のうち、労働に関する側面は、ILOの「就業が認められるための最低年齢に関する条約」(第138号)と「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」(第182号)に規定されている。

国連ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGPI)

UNGPIは企業が自社による人権配慮の考え方を具現化していく上でのロードマップを提供する。原則に概説されている企業の人権——子どもの権利を含む——尊重への責任は、

それらの権利を保護する国家の義務を移転、承継するものではなく、当該国政府の義務履行能力と意欲に関わらず存在する。とはいえ、UNGPIは企業に対し、それぞれの規模や状況に適した方針と手続きを確立することを求めている。これには、企業が人権上の悪影響を与える可能性がある場合、子どもたちのように特に留意が必要な特定の集団や人口に属する個人の人権尊重も含まれる。

子どもの権利とビジネス原則

セーブ・ザ・チルドレン、国連グローバル・コンパクト、そしてユニセフは「子どもの権利とビジネス原則」を策定するプロセスを主導し、2012年3月に発表した。この原則は、政府に課されている子どもの諸権利の保護義務に関連させる形で、投資家を含むあらゆる企業体が、職場や市場、地域社会において、また環境との関係において、子どもの権利を尊重し推進するためにとるべき一連の行動を包括的に明示している。

国連グローバル・コンパクト

国連グローバル・コンパクト²⁹は、世界中の企業に対し、人権、労働、環境、腐敗防止の分野において持続可能で社会的責任のある企業方針を採用するよう奨励する原則的枠組みである。10ある原則のうち原則1は、企業は国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重すべきであると明記しており、これには子どもたちのような脆弱性のある集団の権利に特に留意することを含む。原則5は、企業が児童労働の実効的な廃止を支持する必要性に焦点を当てている。

OECD多国籍企業行動指針・責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス

「OECD多国籍企業行動指針」³⁰は、多国籍企業に対して政府が共同して行う勧告である。適用法令や国際的に認知された基準に準拠した責任ある企業行動について、法的な拘束力のない原則と基準を示している。

29 United Nations Global Compact, 'The Power of Principles', <www.unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles>, accessed 3 June 2019.
日本語版 国連グローバル・コンパクト4分野10原則の解説、<www.ungcn.org/gc/pdf/GC_10.pdf>, (2020年3月25日)

30 OECD, OECD Guidelines for Multinational Enterprises, 2011 Edition, OECD Publishing, Paris, 2011, <www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf>, accessed 3 June 2019.
日本語版 OECD多国籍企業行動指針 <www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf>, (2020年3月25日)



「子どもの権利とビジネス原則」は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」と「子どもの権利条約」によって確立された子どもの権利がどのように関係するかを探った重要な取り組みです。子どもたちは、社会で最も取り残されやすく脆弱な立場にあり、企業の活動、業務、取引関係によって、深刻かつ生涯にわたる影響を過度に受ける可能性があります。

—ジョン・ラギー教授、元国連事務総長特別代表（ビジネスと人権担当）

人権に関しては、指針IVにおいて、企業は子どもをはじめ人権上特別の注意を必要とする特定の人口集団に対して、追加的な基準の検討を必要とし得ると指摘している。雇用と労使関係に関する指針VIは、児童労働の廃止に貢献するよう企業に要請しているが、それと同時に、企業は良質で高賃金の雇用を創出することにより、児童労働を引き起こす根本原因である貧困への対処に積極的な役割を果たせることも強調している。これに関連して、この指針では受入国に住む子どもの教育水準の向上や、若者など社会的に脆弱性のある集団への均等な訓練機会の確保も強調している。消費者利益に関する指針VIIIも同様に、企業が製品やサービスを市場に出す際、脆弱で不利な立場にある消費者の状況を考慮に入れるよう企業に求めており、また、子どもは市場において影響力を増していると指摘している。

「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」³¹は、例えば、企業は児童労働デュー・ディリジェンスをどのように実施できるか、子どもを含め潜在的に脆弱な立場にある利害関係者とのように関わるか、ビジネス上の関係において児童労働を含む負の影響にどのように関与してしまう可能性があるか、就学難や

高い貧困率、少女へのハラスメントといった構造的な課題にどのように対処できるかなど、企業の責任行動についてさらに詳しく説明している。

持続可能な開発目標

多くの責任投資家は、SDGsへの貢献を念頭に、自身の株主行動の調整と目標設定に取り組み始めている。健康、教育、水へのアクセス、衛生設備に関する目標が、子どもの権利と福祉に最も結びついていることは明白だが、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げる17のSDGsと169のターゲットは、すべてが子どもたちの生命に関係している。³² 企業は、例えば自社の製品やサービスの性質、イノベーション、技能移転、雇用創出、企業の慈善活動などを通じて、SDGsに貢献する機会は数多い。中核事業やサプライチェーンにおいて人権を尊重することは、SDGsに貢献するための重要な機会になるとの認識が高まっており、世界的な事業活動やバリューチェーンを通じて人権尊重を推進することは、企業と投資家がSDGsに果たしうる最大の貢献の一つであると主張する声は多いだろう。³³

31 OECD, OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct, OECD Publishing, Paris, 2018, <<https://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-Responsible-Business-Conduct.pdf>>, accessed 3 June 2019.

日本語版 責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス<<http://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>>, (2020年3月25日)

32 ユニセフはSDGsの各目標と子どもの権利条約の条項を照らし合わせて解説している。以下を参照。'Mapping the Global Goals for Sustainable Development and the Convention on the Rights of the Child', UNICEF, <www.unicef.org/media/60231/file/SDG-CRC-mapping-FINAL.pdf>, accessed 3 June 2019.

33 2016年11月国連ビジネスと人権フォーラムでのジョン・ラギー氏の基調講演は以下を参照。John G. Ruggie 'Keynote Address', United Nations Forum on Business & Human Rights, Palais des Nations, Geneva, Switzerland, 14 November 2016, <www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/ForumSession5/Statements/JohnRuggie.pdf>, accessed 3 June 2019.



付 録 2

子どもの権利とビジネス原則

「子どもの権利とビジネス原則」に基づき、投資家は投資先企業に以下のことを要請すべきである。

1

子どもの権利を尊重する責任を果たし、子どもの権利の推進にコミットする

子どもの権利を支える一般原則を認識する。適切な方針と手続を設ける。子どもの権利の推進にコミットする。

2

すべての企業活動および取引関係において、児童労働の撤廃に寄与する

バリューチェーン全体から児童労働を撤廃する。若年労働者への危害を防止し、特定し、軽減する。教育を促進し根本原因に取り組むため、政府、社会的パートナーなどと協働する。

3

若年労働者、子どもの親や世話をする人々に、働きがいのある人間らしい仕事を提供する

ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）と適正な労働条件を提供する。若年労働者の脆弱さおよび、子どもの親や世話をする人々のニーズに対し責任をもって対応する。

4

すべての企業活動および施設等において、子どもの保護と安全を確保する

企業の施設や従業員がもたらす子どもへのリスクに対処する。子どもの保護に関する行動規範を実施する。

5

製品とサービスの安全性を確保し、それらを通じて子どもの権利を推進するよう努める

製品の検査を行い、害をもたらしなくする。子どもにふさわしくない製品やサービスへのアクセスを制限する。差別をなくす。子どもの生存と発達に不可欠な製品の利用のしやすさや入手可能性を最大限に高める。

6

子どもの権利を尊重し、推進するようなマーケティングや広告活動を行う

企業のコミュニケーションが負の影響をもたらしなくする。国内外の基準（特に健康に関連するもの）を遵守する。意識を向上させ促進するようなマーケティングを行う。

7

環境との関係および土地の取得や利用において、子どもの権利を尊重し、推進する

企業活動が子どもたちの生活環境や家族が生活基盤とする環境に負の影響を与えないようにする。土地の取得や・利用にともなう手続きにおいて子どもの権利を認識する。

8

安全対策において、子どもの権利を尊重し、推進する

子どもの権利を安全対策に組み込む。安全対策の目的で子どもを採用しない。安全サービスの提供者によって子どもの権利が尊重されるようにする。

9

緊急事態により影響を受けた子どもの保護を支援する

武力紛争や緊急事態下では子どもへのリスクが高まることを認識してリスクを軽減する。緊急事態により影響を受けた子どもの保護を支援する。持続可能な平和や発展に積極的な貢献をする。

10

子どもの権利の保護と実現に向けた地域社会や政府の取り組みを補強する

政府の取り組みを損ねない。法の支配と、納税等、責任ある企業としての行動を尊重する。子どものための戦略的な社会投資プログラムを検討する。



付 録 3

サプライチェーンに関連する 子どもの権利指標

以下のリストは、投資先企業がサプライチェーンにおける子どもの権利に関するリスクをどの程度管理しているかについて、投資家が評価する際に利用できる質問事項と指標の例を示している。

重要な質問事項

- その企業は取引先サプライヤーにおける子どもの権利の尊重と支援を促進しているか（例、方針、行動規範、意識向上、技術サポートを通じて）。
- その企業は自社のサプライチェーンについて、子どもに対する影響も踏まえたリスクと影響の評価を行っているか。
- その企業は取引先サプライヤーのリストとサプライチェーンにおける子どもの権利の指標に関する報告を公開しているか。
- その企業はサプライヤーとの購買業務に持続可能性に関する評価基準を盛り込んでいるか。
- その企業はサプライチェーンのより深い階層（一次サプライヤー以降）における子どもの権利のリスクをモニタリングし、対処しているか。

サプライチェーンにおける子どもの権利への影響に関する具体的な指標の例（状況によって異なる）：

母性保護

- サプライヤー企業が自社従業員に提供している母親に対する有給／無給の出産休暇・育児休暇期間
- 出産休暇・育児休暇中の平均収入（休暇前の収入と比較）

- 父親に対する有給／無給の育児休暇期間
- 母親と父親に対する育児休暇中に与えられるその他の支援（例、各種サービスへのアクセス）
- 妊娠・授乳育児中の母親に対する特別の健康と安全の保護
- 妊婦や母親であることを理由に差別されないことを保証する制度

母乳育児支援

- 就業中の授乳時間を賃金支払いの対象として認められる権利
- 職場で母親が授乳するための十分なスペースの確保
- 職場で母親が母乳を搾乳し保管するための十分なスペースの確保
- その他の形態の母乳育児のための支援（例、職場における理解促進、勤務地の相談等）

保育支援

- 雇用者主導による、従業員向け保育支援（職場内保育園の整備や地域の保育園との連携等）

児童労働と保護

- 児童労働のリスクを監視し是正する実効的なシステム
- 子どもの保護のための実効的な方針と手続き
- 若年労働者に対する特別な保護および若者のエンパワメントプログラム



健康、安全、衛生

- 妊婦および授乳育児中の女性の安全衛生を確保する実効的な措置
- 清潔な水、衛生施設へのアクセス

賃金と労働時間

- 労働者とその家族の基本的ニーズを満たす最低賃金
- 国内法または国際基準（いずれかより有利なほう）に限定された労働時間
- 共働きの親のためのフレックスタイム制（例、在宅勤務の方針）

移民労働者

- 移民労働者や季節労働者が特に直面する課題の対策（例、家族と移住する労働者への支援、政府と協力して移民家族に対する基本サービスへのアクセスを提供する）

前向きな子育て

- 前向きな子育てを促進するための対策（例、幼児期の発達の重要性を強調した研修や啓発キャンペーン）



© UNICEF/UN0215755/VIET HUNG



付 録 4

オンライン活動およびICT企業 に関連する子どもの権利指標

ここで示す指標に関係するサプライヤー：モバイル事業者、インターネット・サービス・プロバイダー、コンテンツ・プロバイダー、オンライン小売業者、アプリケーション（アプリおよびゲーム開発業者）、ユーザー作成コンテンツ・プロバイダー、インタラクティブおよびソーシャルメディア・プロバイダー、国営および公共サービス放送事業者、ハードウェア製造業者、オペレーティング・システム開発業者、アプリストア。

インターネットでの子どもの権利の保護を考える際には、企業は慎重を期して、子どもが保護を受ける権利と、子どもの情報へのアクセスの権利や表現の自由とのバランスを取らなければならない。したがって企業がインターネット上で子どもを保護するための手段は、その対象が明確に定まっている必要があり、子どもまたはその他のユーザーにとって過度に制限的なものとならないようにしなければならない。さらに、子どもの権利の実現に向けたICTの積極的利用を促進する製品・プラットフォームの開発や、産業全体で子どもにデジタル・シチズンシップ（情報技術を利用する市民としてとるべき責任ある行動）を主体的に促進していくことが重要とのコンセンサスも高まっている。企業は、自らの事業活動やより幅広いバリューチェーンによって影響を受ける子どもたちの権利を尊重する責任を有している。

以下のリストは、インターネットまたはインターネットに接続するための関連テクノロジーやデバイスを利用する際に、投資先企業が子どもの権利に関するリスクをどの程度管理しているかについて、投資家が評価するのに役立つ質問例を示している。

重要な質問事項

- その企業は、該当するすべての企業方針および経営管理プロセスにおいて、インターネット上の子どもの権利

に関する考慮³⁴を組み入れているか。

- その企業は、自社の製品・サービスのイノベーション、研究開発、流通に関連して生じうる子どもの権利への影響、機会、リスクを評価しているか。
- その企業は、事業を行うすべての国の固有の事情に関連して影響およびリスク評価を終えているか。
- その企業は、自社の主要な機能を果たす部門を網羅する形で、子どもの権利保護に係る適切／必要な方針および管理システムを設けているか。

子どもの性的虐待に関するコンテンツに関わる方針と手続き

- その企業は、子どもの性的虐待に関するコンテンツの取り扱いに関する手続きを定めているか。
- その企業は、子どもの性的虐待に関するコンテンツ素材に対処する方針、基準、行動規範またはその他の文書を有し、それを利用者に伝えているか。企業は、それをすべての実地のオペレーションに適用することを検討しているか。
- その企業は、子ども、親、教師および保護者のための、安全なインターネット環境を推進する活動や教材を、策定または提供しているか。その企業は、子どもや他の脆弱性のある集団に対して安全なインターネット環境を提供するために、関係当局や他の利害関係者と協力しているか。

34 インターネット上の子どもの権利に関する詳細は以下を参照。日本語版 インターネット上の子どもの保護に関する企業のためのガイドライン <<https://www.unicef.or.jp/news/2014/pdf/150109.pdf>>, 2020年3月31日



© UNICEF/JUN0143487/PRINSLOO

フィルタリング、年齢認証、プライバシー

- その企業は、自社のモバイル・サービスや固定ラインによるインターネット・サービスに対して、コンテンツのフィルタリングツールや、親が利用や閲覧の制限を設定できるツールを無料で提供しているか。
- その企業は、未成年者の不適切なコンテンツやアプリケーションの利用に係る年齢認証システムを設けているか。
- その企業は、プライバシーや、子どもに関する、または子どもからの個人データの収集と保存に係る明確な基準を設定しているか。その基準は、親の承諾なしにはデータ収集と保存ができないことになっているか。

マーケティング

- その企業は、子どもたちや他の脆弱性のある集団を対象とした、責任あるマーケティングおよび広告に係るグ

ローバルな方針や行動規範を設けているか。

- その企業は、次のことを考慮したマーケティング方針を設けているか—— (1) 非現実的、不健康且つ、性的特徴を際立たせた身体イメージ画像を広告で用いることの子どもへの影響、(2) 広告において対象とする子どもの最少年齢、(3) 学校、遊び場、その他子どもたちがよく集まる場所など、マーケティングにふさわしくない場所、(4) 広告やマーケティングにおける子どもの適切な利用に関する指針。
- その企業の責任あるマーケティング方針またはコミットメントは、公表され、すべての関連する社内部門に伝わっているか。
- マーケティング方針は、特にデジタルメディアの利用を通じた子どもへのマーケティングの潜在的影響を考慮に入れているか。

付 録 5

食品マーケティングに関連する 子どもの権利指標

以下のリストは、投資先企業が食品マーケティングにおける子どもの権利に関するリスクにどの程度寄り添った対応をしているかについて、投資家が評価する際に利用できる質問事項と指標の例を示している。

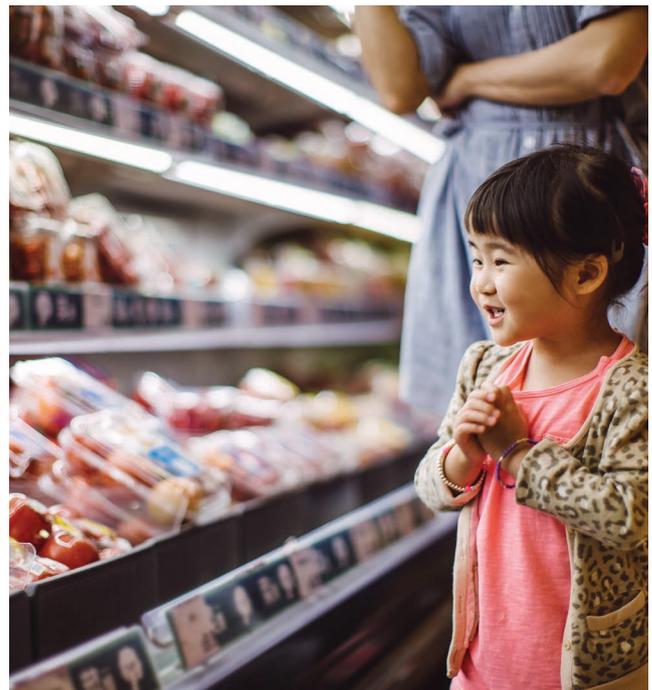
重要な質問事項

- その企業の取締役会は、世界の栄養問題への対応に係る自らの役割を認識しているか。またそのコミットメントは子どもの肥満に対応しているか。
- その企業は、責任あるマーケティング方針を定め、その中で子どもに向けた不健康な食品のマーケティングの低減目標を設定しているか。
- その企業の責任あるマーケティング方針は、全体的かつ包括的なものとして、18才未満のすべての子どもとあらゆるマーケティングの経路・形態を対象としているか。また十分な透明性と第三者によるモニタリングと評価を組み入れているか。

食品マーケティングにおける子どもの権利への影響に関する具体的指標の例：

方針

- 以下の事柄についての明確な定義を記載する。
 - 子どもとは、18才未満のすべての者とする。
 - マーケティングとは「子どもに関するあらゆる形態の商業コンテンツ」とする（スポンサーシップ（協賛）、学校、オンライン・チャネルを含む）。
 - 不健康な食品とは、独立機関による、エビデンスに依拠した基準（例、世界保健機関によるもの）に基づくものとする。
- 以下の事項に対するコミットメント（約束）と対策を盛り込む。
 - 不健康な食品のマーケティングに子どもが晒されることを減らす。



© GETTY IMAGES

- 健康的な食品のマーケティングを増やす。
- 子どもにふさわしいコンテンツ（例、有害な固定観念を助長しないもの）を制作する。
- 定期的にコンプライアンス報告書を作成し公表する。

戦略とガバナンス

- 経営幹部レベル／取締役会レベルでのコミットメント
- 経営幹部レベルによる、責任あるマーケティング戦略の策定と実施
- 戦略実施を支援する専門家グループの設置

実施、モニタリング、評価、報告

- 企業全体での方針遂行をモニタリングするための、適切なチェック・アンド・バランス機構の導入
- 第三者により検証を受けた定期的な外部コンプライアンス監査の報告



付 録 6

採掘産業に関連する 子どもの権利指標

採掘企業は複雑な人権リスクにしばしば直面し、その事業活動は、(経済社会的に) 不利な立場に置かれた地域で行われることが多い。こうした企業の周囲には、最も立場の弱い子どもたちが存在し、深刻かつ多様な影響を与える。採掘セクターは、子どもにマイナスとプラスのどちらの影響も与えることがあり、多くの場合そうした影響の生じる可能性、規模、深刻さは活動の性質および地域コミュニティとの近さに関係している。

ユニセフの調査³⁵から得た重要な所見の一つは、子どもは大人より採掘プロジェクトの影響を受けやすく、特に身体を形成する発育期にある0歳から5歳までの乳幼児への影響が大きいことである。こうした影響は、再定住、移住、環境、安全と保安などの問題と関連して生じる。

採掘企業は、自社事業の子どもへの影響を評価するにあたり、次のような重要な質問事項を検討すべきである

重要な質問事項

- プロジェクト形成段階においてステークホルダー分析を行い、子どもたちが大きく影響を受ける可能性のあるステークホルダー・グループであるかを確認したか。
- 子どもをプロジェクトのベースライン調査の対象として取り上げているか。また、子どもたちには調査への適切な参加機会があったか。
- プロジェクト形成段階の分析には、経済、社会、環境、健康関連を問わず、子どもの権利に関するすべての課題と影響に対する評価が含まれていたか。
- 継続的な影響評価や、その他の社内のデュー・ディリジェンス・プロセスおよび管理システムに、子どもの権利は組み込まれているか。

採掘企業が、各自の事業特有の状況に応じて明確に検討すべき課題や分野を決定する際には、ユニセフの「*Child Rights and Mining Toolkit. Best practices for addressing children's issues in large-scale mining*」³⁶に掲載されている詳しい情報、ガイダンス、指標が参考になる。

35 採掘産業における子どもの権利に関するレポートは以下を参照。United Nations Children's Fund, Children's Rights and the Mining Sector, UNICEF, Geneva, March 2015, <www.unicef.org/csr/files/UNICEF_REPORT_ON_CHILD_RIGHTS_AND_THE_MINING_SECTOR_APRIL_27.pdf>, accessed 3 June 2019.

36 United Nations Children's Fund, Child Rights and Mining Toolkit: Best practices for addressing children's issues in large-scale mining, UNICEF, January 2017, <www.unicef.org/csr/files/FINAL_Child_Rights_and_Mining_Toolkit_060217.pdf>, accessed 3 June 2019.

わたしたちが問題を起こしているわけではありません。わたしたちはそれらの問題を解決するのに必要な力なのです。わたしたちはお金のかかるやっかいものではなく、投資の対象です。わたしたちはただの若者ではなく、人間であり、この世界の市民なのです。

—「A WORLD FIT FOR US (わたしたちにふさわしい世界)」2002年5月8～10日、国連子ども特別総会³⁷

サステイナリティクスは、世界におけるESG・コーポレートガバナンス関連製品・サービスのリーディング・プロバイダーとして、責任投資戦略の開発およびその実践をおこなう世界各国の投資家を支援しています。25年以上にわたり、弊社は高品質・イノベティブなソリューションの開発における最前線で、世界各国の投資家のニーズに対応してまいりました。現在、サステイナリティクスは、投資プロセスにおいてESG・コーポレートガバナンス情報とその評価を考慮する、数百に及ぶ先進的な年金基金・運用機関と協働しています。サステイナリティクスは世界の17拠点において500人以上のスタッフを有しており、うち200人以上を多岐にわたる専門性を有するアナリストとして、40を超える業種別グループに配置しています。弊社についての詳細は、www.sustainalytics.comへ。

ユニセフは、すべての子どもの権利を守るために190以上の国と地域で活動している。ユニセフは、すべての子どもが生き延び、健やかに成長し、もって生まれた能力を最大限に発揮する権利がある——そしてそれがよりよい世界のためになる——と信じ、70年にわたり子どもたちとその家族の生活改善に取り組んでいる。世界は変化しているが、子どもたちのニーズは変わらない。この世界は複雑だが、ユニセフの子どもたちへのコミットメントは引き続き強固なものである。最も弱く不利な立場にある子どもに支援を届けるため、ユニセフは世界の最も過酷な現場で日々活動している。子どもと若者に結果を届けることが私たちの原動力である。詳しくはwww.unicef.orgを参照。

日本語版は、認定NPO法人ACEが独立行政法人 環境再生保全機構地球環境基金の助成を受け制作。SUSTAINALYTICSと公益財団法人日本ユニセフ協会が訳語に対する助言を行いました。

This Japanese version is produced by ACE (Japan-based NGO on Child Labour) with the support of Japan Fund for Global Environment. SUSTAINALYTICS and UNICEF provided advice on translation.

37 国連子ども特別総会開催報告は以下を参照。<https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_fit.html>、(2020年3月31日)